

フランセーズ悠とぐら指定（介護予防）短期入所療養介護 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人博悠会が開設するフランセーズ悠とぐら短期入所療養介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する必要な事項を定め、事業所の従事者が、要支援状態及び要介護状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定短期入所療養介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限り、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに、日常生活上の世話等の適切なサービスの提供を行い、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 介護老人保健施設フランセーズ悠とぐら
- 二 所在地 長野県千曲市大字上徳間 337 番地 1

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1名
医師は、利用者の健康管理、保健衛生指導等を行う。
- 三 看護職員 7名以上
介護職員 20名以上
支援相談員 1名以上

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1名以上

管理栄養士 1名以上

薬剤師 1名以上（外部委託）

従業者は指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の提供を行う。

(利用者の定員)

第5条 利用者の定員は、空床利用型 80 名以下

(指定短期入所療養介護の内容)

第6条 指定短期入所療養介護の内容は、次のとおりとする。

- 一 療養上の診療
- 二 看護
- 三 医学的管理の下における介護
- 四 機能訓練
- 五 食事の提供
- 六 レクリエーション等その他のサービスの提供

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、その額に利用者の介護保険負担割合証に記載の自己負担割合を乗じた額とする。

2 滞在費、食費の利用料については、別紙利用額一覧表のとおりとする。なお、厚生労働大臣が定める利用者負担段階第1段階、第2段階、第3段階の該当者については、市町から交付される「介護保険負担限度額認定証」に記載された負担限度額を利用者負担額とする。

3 本条2項の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払について同意をする旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の見迎の事業実施地域)

第8条 通常の見迎の実施地域は、千曲市、坂城町の区域とする。

(施設利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者が指定短期入所療養介護の提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 利用者は火気の取扱いに注意しなければならない。
- 二 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- 三 利用者は喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- 四 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練（年2回）
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業員の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第12条 施設はサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入居者の行動を制限する行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

2 施設は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図る。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後6か月以内
- 二 継続研修 年1回

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、この事業を行うために必要な記録を整備し、その完結の日から2年間（身体拘束・苦情・事故に関する記録は5年間）保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人博悠会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2025年2月1日から施行する。

別紙 利用額一覧表

1 滞在費

	介護保険適用時の1日当たりの利用料金		
	利用者段階別	居住費	利用者負担額
従来型個室	〔第1段階の利用者〕	1, 7 5 0円	5 5 0円
	〔第2段階の利用者〕	1, 7 5 0円	5 5 0円
	〔第3段階の利用者〕	1, 7 5 0円	1, 3 7 0円
	〔第4段階の利用者〕	1, 7 5 0円	1, 7 5 0円
多床室	〔第1段階の利用者〕	4 3 7円	0円
	〔第2段階の利用者〕	4 3 7円	4 3 0円
	〔第3段階の利用者〕	4 3 7円	4 3 0円
	〔第4段階の利用者〕	4 3 7円	4 3 7円

2 食費

介護保険適用時の1日当たりの利用料金		
利用者段階別	食 費	利用者負担限度額
〔第1段階の利用者〕	1, 6 6 0円	3 0 0円
〔第2段階の利用者〕	1, 6 6 0円	6 0 0円
〔第3段階①の利用者〕	1, 6 6 0円	1, 0 0 0円
〔第3段階②の利用者〕	1, 6 6 0円	1, 3 0 0円
〔第4段階の利用者〕	1, 6 6 0円	1, 6 6 0円

3 法定外費用

区分	利用者負担金
日用品費	・1日当たり1 5 0円
衣類・洗濯サービス	・申し込みに応じて1日当たり1 5 0円
教養娯楽費	・1日当たり1 5 0円
理容・美容サービス	・実費負担
持込み電気器具使用	・電気製品1品目につき1日5 0円
自己選択に基づく食事	・要した費用の実費 (出前・外食等)
追加室料	追 加 室 料
	・一般個室 1日 1, 0 0 0円 * 専有面積、景観

	・ 二人部屋Ⅰ 1日 7 5 0 円 * 専有面積、景観、窓側専有
	・ 二人部屋Ⅱ 1日 5 0 0 円 * 専有面積
日常生活に要する費用で本人にご負担頂くことが適当である費用 (日用品費・教養娯楽費・その他)	・ 喫茶コーナー利用代金 ・ 外出時の食事代 ・ 日常生活品の購入代金 ・ クラブ活動の費用 ・ インフルエンザ予防注射費用 ・ その他個人的な要望により購入する物の代金等
文書料	・ 診断書 5,0 0 0 円 ・ 各種証明書等 1,0 0 0 円～ 3,0 0 0 円

4 キャンセル

ア ご利用日の前営業日午後5時までにご連絡のなかった場合は、1日の自己負担料金の10%をキャンセル料金として頂きます。

イ 天災事変、食中毒、感染症、その他施設長がやむを得ない事情があると認めた場合キャンセル料金は請求いたしません。

5 期間中の退所

ア ご利用者様は、利用期間中でも退所することができます。この場合、前日までの申出をお願いいたします。また、利用料金については、実際の退所日までの日数を基準に計算いたします。

イ ご利用者様の体調が悪く施設での生活に支障があると、施設長が認めた場合、利用期間中でもサービスを中止することがあります。

ウ 利用期間中にご利用者様が入院等した場合、サービスの提供を終了とさせていただきます。この場合の料金は、入院日までの日数を基準として計算します。